

広報

おおあらい

東日本大震災
特別号

Vol.472

津波後、大洗港沖に発生した渦潮

特集

「東日本大震災」……………P.2

Index ●生活支援情報……………P.13～15

4

2011

平成23年

東日本大震災

平成23年3月11日(金)午後2時46分頃、東北地方を中心とする東日本の広い範囲で強い地震があり、宮城県北部で震度7を記録しました。また、太平洋沿岸を高い津波が襲い、特に東北地方では大きな被害がありました。

大洗町でも、震度5強の強い揺れとともに4・9^mの大津波が町を襲い、ライフラインが寸断され、建物や道路、特に沿岸部に大きな被害を受けました。

私たちの日常生活に多くの混乱をもたらした大震災の概要と、生活支援情報などについてお知らせします。



給水活動 (大洗文化センター東側駐車場)

町長からのメッセージ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大の巨大地震とそれに伴う大津波によって、私たちが経験したことのない想像を絶する被害をもたらしました。

町内においても、地震により亡くなられた方が1名、6名の方が怪我をされ、また家屋の全半壊、津波による浸水被害、がけ崩れ、港湾・漁港施設や道路・鉄道の損壊などの甚大な被害がありました。亡くなられた方については、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の大震災では、日頃からの防災組織の活動や防災に対する意識の高さによって、町内での津波による人的な被害を出さずに済んで胸をなでおろしたところです。

震災から1ヶ月が経ちます。電気・水道等のライフラインもほぼ復旧し、避難所も一時17か所、約3,400名が避難をされましたが、今では閉鎖することが出来ました。

この間、建設・環境関連企業や消防団などによる緊急的な復旧活動によって大型のがれきが早期に撤去されました。また、3月27日の町内清掃では、町民の皆様や事業所・ボランティアの方々のご協力できれいな環境が戻ってきました。参加された多くの皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

大洗の街も、被災者の救援・救護活動から復旧・復興へと移行をしています。被災された皆様の生活再建や地域産業の経営再建に対する財政支援を国・県に緊急要望を行いました。早期の復旧と産業の振興で賑わいのある町を取

町民の皆様へ

り戻せるよう取り組んでまいります。

また、これらの甚大な被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所において重大な事故が発生しました。放射性物質の飛来等の影響で町民の皆様も大変心配されていると思います。

現在、磯浜・大貫町内に設置してある放射線のモニタリングポストの数値は、人体に影響を及ぼすレベルではないことを確認しています。一方では、県内農畜水産物の出荷制限や放射性汚染水の海洋放出、そして風評被害による本町の農業・水産業・観光業への影響は極めて深刻であります。

今後も放射線量の推移を注視するとともに、国や東京電力(株)に対し、一刻も早く事態を収束させ、農水産業や観光業の早期回復への支援及び風評被害への万全な補償を行うよう緊急要望を行いました。

大洗町としても、今回の震災は国の激甚災害の指定および災害救助法の適用がされています。国・県のご支援と町民の皆様のご協力をいただきながら、被災から一日でも早く立ち直り、皆様が安心して暮らせるよう、復旧復興に全力を挙げて取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましても、未曾有のこの事態の中、お互いを思いやる心を持って、この困難を乗り越え、日常生活の再建はもとより地域の再生にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、復旧、復興に日夜ご奮闘いただいている皆様、心温まる支援物資や見舞金・義援金をお寄せいただきました皆様をはじめ、関係者の方々全てに感謝申し上げます。

大洗町災害対策本部長

大洗町長 小谷隆亮



大洗町役場2階より撮影

議会議長からのメッセージ

議会を代表いたしましたして、町、およびその関係者の方々、そして町民の皆様方に、敬意と感謝の言葉を述べさせていただきます。

1,000年に一度と言われるこの大震災、全町民が全く経験のしたことがないものでした。また、それに続く大津波による海岸一帯の津波被害、地盤の変化による被害、液状化現象、福島第一原発の放射能漏れ等は、わが町にとってまさに未曾有のことでありました。

しかしながらその後の対応は、町長を始めとする町役場、ならびに消防職員の方々、民間においては、消防団の方々等のわが身を賭しての不眠不休の力強い活動に對しましては、ただただ感謝であります。

また町民の皆様方も「お互い様」の精神で助け合い、炊き出しを手伝ってくださった方、

自宅の井戸を開放してくれた方、高齢者をいたわってくれた方々等、沢山の善意ある行動を起こして下さいました。衷心より大きな敬意と感謝を申し上げます。

それと共に、大きな混乱もなくライフラインが復活した事に安堵すると共に、復旧に全力で当たってくださった関係業界の方々にも、心より大きな感謝を申し上げます。

このように皆様方の力の結集の結果、他町村からは大洗町の復旧は非常に早いとの評価を戴いております。

結びに今後、数々の難問の山積みが予測されますが、私も議会は町と町民の皆様と共に一丸となって、更なる「すみよい町づくり」にまい進して参りますことを誓いまして、敬意と感謝の言葉とさせていただきます。

大洗町議会議長 小野瀬義之

3月議会定例会は、災害復旧を最優先とし、一部日程を変更し23日に閉会



3月7日に始まった3月議会定例会は、会期中であったがこの震災により、一部日程を変更し、上程されていた議案を全て可決し23日に閉会しました。

日付	時刻	状況
3/13	09:40	自衛隊施設教導隊 大洗町へ派遣 給水支援活動開始
	10:00	外国人相談窓口の設置
	11:00	自衛隊給水車到着
	12:20	国土交通省TEC-FORCE 大洗港被害調査開始 大洗磯前神社裏入口（山口楼側）鳥居落下
	15:50	気象庁が大津波警報を解除。津波警報へ
	17:00	避難指示区域変更 （水戸鉾田佐原線→海岸区域を除き避難指示解除）
	20:20	気象庁が津波警報解除。津波注意報へ。
	08:30	文化センター前東側駐車場にて自衛隊給水開始（1人4リットル[ペットボトル2本]まで） 災害ゴミ清掃開始
	09:04	被災建築物応急危険度判定調査開始
	12:15	町内幼・小・中学校（3/14-16の臨時休校決定）
3/14	14:00	各避難所閉鎖 ※各避難所を閉鎖し、大洗文化センターへ統合
	16:00	炊き出し（1日目）を開始（文化センター 2階入口）
	17:58	気象庁が県内の津波関係の注意報を解除
	00:45	町内の一部で電力復旧（以降順次）
	01:00	消防署・団 警戒巡視 職員による家屋被害調査開始 ゴミ収集開始、資源・不燃ごみは当面見合わせ
	10:00	安否問い合わせ確認依頼 60件確認 文化センター 2階入口で炊き出し開始 災害ゴミ第一サンビーチ搬入開始（25日まで）
	12:50	介護老人保健施設おおあらい国道51号側法面崩壊の恐れを確認 運動公園サブアリーナへ拠点を移す（入居者95人+職員30人）
	13:00	大洗町「災害救助法」適用地域に指定を確認
	13:54	大洗町 約9,000軒が停電中（東京電力発表）
	14:00	文化センター避難者 104名 運動公園避難者（介護老人保健施設おおあらい）125名
3/15	18:00	大洗漁協登録漁船全体の15%程度の漁船28隻が被災
	07:24	福島第1原子力発電所事故に伴い、大洗町モニタリングポスト（大貫）で、最大4.2μSV/hを観測
	08:30	NHK水戸放送局・IBS茨城放送に町の対応情報の提供を開始
	09:00	大貫町・成田町・神山地区に漏水個所の修理のため、通水（確認後停止へ） 商船三井フェリー 3/31（木）乗船分までの欠航を発表
3/16	09:45	水道工事のための交通規制開始（夏海地区）
	18:14	大洗町 約1500軒が停電中（東京電力発表）18:30復旧を目的に作業中
	13:30	新聞折り込み用チラシ（大洗町役場からのお知らせ）の提出
	14:00	明神町集会所・髭釜集会所・大貫集会所にて寄付食糧等の配布
	14:34	大洗町 約500軒が停電中（東京電力発表）
3/17	15:00	明神町集会所・寺川掘割集会所にて寄付食糧等の配布
	15:00	町内コンビニ5か所に大洗町役場からのお知らせの配布
	17:34	大洗町 約300軒が停電中（東京電力発表）
3/18	08:00	各家庭に大洗町役場からのお知らせを新聞チラシで周知
3/18	08:30	窓口業務一部開設（証明書の発行業務）
3/19	13:30	上水道完全復旧
3/20	18:00	文化センター東側駐車場にて行われていた自衛隊給水活動は本日で終了 ※一部断水地域給水活動
3/22	08:30	役場内警察官引き上げ
3/23	15:00	災害ボランティアセンター引き上げ（23日以降は、ゆっくら健康館へ）
	08:30	役場一般業務再開

12日現在
避難者数 最大3,392名
避難所 17か所



道路被害（町道）

項目	件数
亀裂	9
陥没	2
隆起	1
信号機落下	1
合計	13

国道…245号那珂湊大橋通行止め（4月末復旧見込み）
 県道…55か所（うち15橋梁）で通行止
 ※鹿行大橋崩落（通行不可）
 ・那珂湊大洗線 海門歩道橋通行止め（3/22 13:30）

住家屋被害（4月3日現在）

項目	件数
全壊	1
家屋半壊	19
一部損壊	898
床上浸水	267
床下浸水	255
その他	18
合計	1458

人的被害

項目	人数
死亡	1
傷者	6
行方不明	0
合計	7

被害の状況
（4月8日現在）

東日本大震災 対応時系列 (要約)

日付	時刻	状況
3/11	14:46	三陸沖で地震発生 (M9.0で観測史上最大 震源・宮城県沖、大洗町震度5強) 宮城県北部で震度7。県内では日立助川などで震度6強を記録 防災無線によるサイレン吹鳴、避難勧告放送 海岸付近一帯に注意呼びかけに消防本部・消防団・町職員出動 大洗町災害対策本部設置 地震により町内全域で断水
	14:49	気象庁が茨城県に津波警報を発令 水戸鉦田佐原線より海岸側に対し避難指示発令 防災無線によるサイレン吹鳴、避難指示放送
	15:06	避難場所4か所設置 (磯浜小、大貫小、第一中、南中)。またそれぞれに集会所等に自主避難開始
	15:14	茨城県が自衛隊に連絡員派遣要請 気象庁が茨城県に大津波警報を発令 町内全域に避難指示発令
	15:15	第1波津波観測 (1.8m) ※津波警報発令 26分後に記録 ※大洗港岸壁まで約20cmに迫る津波
	15:43	第2波津波観測 (3.9m) ※大津波警報発令 29分後に記録 第1波観測後 28分 ※大洗消防署前約20cm冠水
	16:15	茨城県知事の要請に基づき自衛隊偵察部隊出動
	16:24	町内の原子力施設異常なしを確認
	16:46	町内全域が停電
	16:52	第3波津波観測 (4.9m) 今回最大波 第2波観測後 69分 ※町役場庁舎1F (高上げ1.5m) 浸水 役場停電 (非常用電源装置利用不可)
	16:57	大洗町からの要請に基づき大洗町等へ自衛隊災害派遣要請
	17:10	自衛隊救援要請 (毛布・水・食糧・非常用電源)
	17:15	大洗町建設協議会に避難所への非常用電源の提供要請
	17:30	日赤に毛布要請
	18:00	町職員、消防にて各避難所や町内情報収集継続 ・避難者の数は避難所4箇所ですべて約2,800名
19:05	自衛隊より先遣隊2名到着	
21:10	第4波津波観測 第3波観測後 4時間18分 ※町役場庁舎前駐車場付近約70cm浸水	
22:15	第5波津波観測 第4波観測後 65分 ※町役場庁舎前駐車場付近約30cm冠水	
3/12	00:00	神山農免道路、大貫橋通行止め
	02:00	大貫橋通行可
	06:05	町内被害状況確認パトロール開始 (22人11組・車3台) 茨城県：機動班員を市町村災害対策本部へ派遣 幕末と明治の博物館一部亀裂破損 (軒下・天井・受水タンク・石倉屋根落下) 町内3か所の漏水確認 (大貫町あいらす前・大貫町田山石油店前・神山町グループホーム) 平戸橋付近漁船漂流確認 明神町、1・2丁目被害状況確認 バス通りより下エリア全体にゴミ・泥を確認 汐見ヶ丘住宅 塀の倒壊 通行止め おせんちょう坂 法面崩落 通行止め 東光台エリア 屋根・ブロック塀倒壊の被害 計52件 町営住宅被害状況確認 大貫町南清水 (旧6分団) 崖が10mに渡り崩れ 大貫小学校体育館天井の一部崩落確認 (けが人なし) おせんちょう坂 落下危険物確認



主 な
被害状況

交通機関		ライフライン		港湾 (公共施設被害状況)
項目	内容	項目	内容	
大洗鹿島線	水戸駅～大洗駅間、4/2運行再開	電気	3/11 16:46から停電 (3/14 0:45より復旧開始 3/17 14:00 現在100軒未満の停電)	<ul style="list-style-type: none"> ●ふ頭用地が液状化により陥没 ●マリナー施設一部破損 ●荷さばき所被災 ●かあちゃんの店浸水 ●漁協事務所被災 ●伝馬船のほとんどは流出。全体の15%程度の漁船13隻が被害
茨城交通バス	(水戸～大洗・那珂湊線) 通常運行	水道	3/11 14:46全域で断水 (3/15 9:00-漏水試験開始。3/19 13:45復旧[一部断水])	
海遊号	地震後運休。3/15より一部路線を変更して運行再開	電話	地震直後から規制開始 (3/12 0:30 通話規制解除。3/14早朝より携帯電話通話可)	
なっちゃん号	地震後運休。3/22より運行再開 (3/29より平常運行)			
商船三井フェリー	(大洗～苫小牧) 4月30日(土) 乗船分まで休止決定			

4.9日の大津波が大洗町を襲う



引き潮により水深-8m岸壁の底が現れる



第2波(3/11 15:43 8.9m)の被害 [大洗港フェリーターミナルより]



壊滅的被害を受けた大洗港フェリー貨物



南防波堤先まで引く潮



役場周辺に押し寄せた第2波



役場南側の様子



第3波の被害を受けた役場玄関前

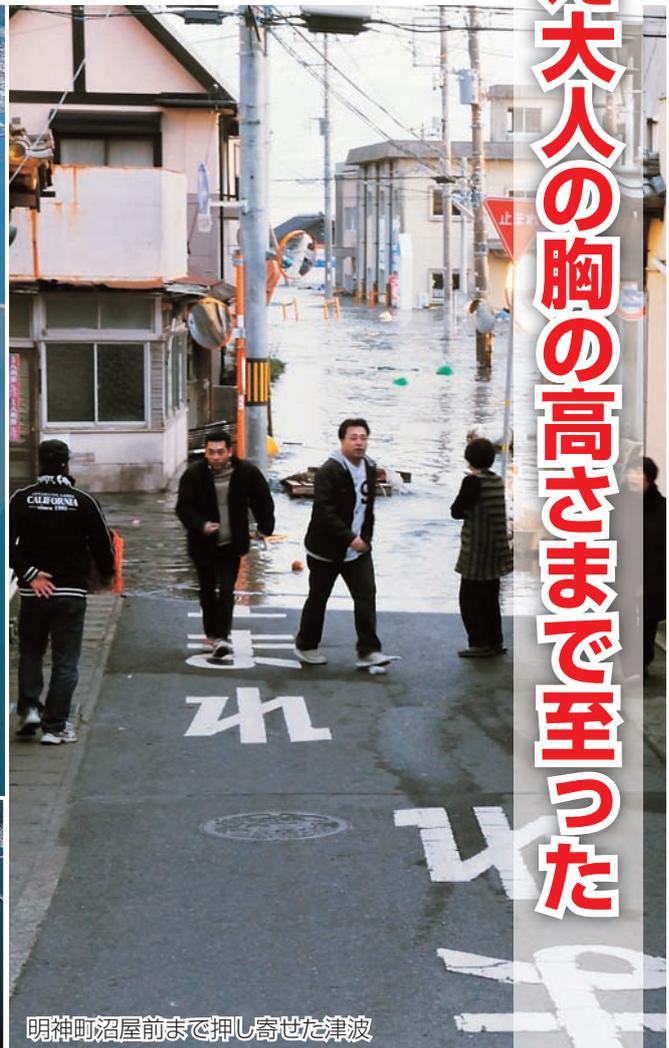


第3波により被害を受けた大洗町役場周辺



津波は大洗港杉の下線の勘十堀付近まで押し寄せた

津波は海岸通りを越え大人の胸の高さまで至った



明神町沼屋前まで押し寄せた津波

大地震・津波の爪あと



大洗マリーナボートヤード被害



津波により漁船約10隻が岸壁に乗り上げた



津波により水戸鉾田佐原線に打ち上げられた漁船



地震により被災した第4ふ頭





被災した魚市場



浸水した水戸鉾田佐原線



大洗リゾートアウトレット付近被害



津波後の町内には多くの土砂が堆積した

被害状況

4.9日の大津波に襲われた沿岸部では、浸水した家屋が約550件（4月3日現在）、さらに漁港や大洗港湾付近に甚大な被害を受けました。また、町内全域にわたり、水道、電気、ガス、交通などのライフラインに加え、多くの建物や施設、道路などが大きな被害を受けました。



避難した住民たち（磯浜小学校）【最大3,892名が17ヶ所の避難所に避難した】

町内各所に大きな被害



よう壁が崩れる



大きく隆起した道路



ほぼ壊滅状態の家屋



大きく亀裂した道路



瓦屋根に大きな被害



がけ崩れ



給水の様子



震災後3日間断水は続いた



被災者へブルーシートの配布



ブルーシートの配布 (夏海小学校)

復旧・復興に向けて

震災後、12日のピーク時には、3,392名が町内17か所の避難所に避難。また、家屋の被害やライフラインが復旧しない中、水や食糧、燃料などが不足し、多くの町民が不自由な生活を強いられました。

そのような中、全国各地から多くの支援物資が届けられたり、ボランティアの方々の炊き出しや給水活動などが行われ、復旧・復興に向けて協力しました。



炊き出しに長蛇の列 (大洗文化センター前)



復興に向けて (3/17ボランティアセンターの設置)



食料品などを求めて



おにぎりや水を受け取る町民



集められる災害ごみ (第1サンビーチ3/17撮影)

ボランティアの皆さんによる清掃活動



国へ災害支援を要望



小澤国土交通大臣官房長に農業者・水産業者の復興支援を要望



大島国土交通大臣に、被災状況を報告する小谷町長



民主党岡田幹事長に震災被害復旧及び風評被害対策を要望



鹿野農林水産大臣に農業者・水産業者の復興支援を要望



鈴木総務副大臣が被災状況を視察



笹木文部科学副大臣に農業や漁業の風評被害対策強化を要望

地震による主な施設の状況

施設名	利用状況
アクアワールド大洗	4月1日から通常どおり
めんたいパーク	3月22日より再開
大洗リゾートアウトレット	7月16日より再開
ゆっくら健康館	閉館中。※電気、機械設備・外構工事を要する。
大洗マリントワー	4月25日より通常どおり。 ※4月16日～24日は無料開放
幕末と明治の博物館	聖像殿及び展示室の一部を除く新館とキャンプ場が開館
わくわく科学館	4月19日より2階部分を中心に開館
大洗ゴルフ倶楽部	3月30日より再開
大洗総合運動公園	体育館を除き開館
大洗町ビーチテニスクラブ	野外コートのみ営業
大洗文化センター・図書室	電源設備冠水のため閉館中

全国各地からあたたかいご支援ありがとうございます。

多くの企業や商店、団体の皆さま、多くの個人やグループの皆さま、多くの自治体や関係者の皆さまからご支援いただきました。本当にありがとうございます。



震災直後のご厚意による炊き出しは、町民の身と心をあたためました。

生活支援情報

INFORMATION

大洗町役場

☎267-5111

町税に関する申告・納付等の期限延長について

今回の震災に伴い、平成23年3月11日～平成23年5月30日に申告・納付期限の到来する次の町税に関して、その期限を延長します。

対象税目／町県民税・法人町民税・国民健康保険税

対象者／次の指定地域に住所もしくは主たる事務所等を有する納税者、または事務所等を有する町民税の特別徴収義務者

指定地域／茨城県、青森県、岩手県、宮城県、福島県

納期限／平成23年5月31日

※延長期間については、今後、国税に係る延長措置に準じて変更となる場合があります。

問合せ／税務課（内線141）
国保・年金課（内線157）

固定資産税の納期変更について

平成23年度の納税通知書の発送を例年の4月中旬から5月中旬に変更いたします。それに伴い第1期（全期）の納期限も5月31日に変更いたします。

問合せ／税務課固定資産税

（内線144・145）

「り災証明」について

り災証明とは、災害によって建物や設備、機器などに被害が生じた場合、その旨を証明するものです。

「り災証明」は各種手続きにおいて必要となる場合に、その都度発行させていただくものです。また、「り災証明」の交付を受けているからといって、必ず各種の支援制度（税の減免など）が適用されるものではありません。

申請に必要なもの

①申請書（税務課に備え付けてあります）
②印鑑
③被害状況が確認できる写真
④身分証明書

申請できる人

・本人または本人の同一世帯員（右記以外の場合には本人の委任状が必要です。）

※法人名義の物件についての代表者以外の方の申請は委任状が必要です。

受付場所／税務課

受付時間／午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝除く）

※【留意事項】証明書発行については、申請後数日を要する場合があります。

問合せ／税務課

（内線143・146）

ごみの出し方について

◇一般家庭ごみ

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみについては通常どおり収集を行っております。

◇災害ごみ

災害ごみは、生活環境課で許可を受けた業社のみサンビーチ駐車場へ搬入できます。搬入できる期間は4月30日までとなります。

災害ごみの処理については、生活環境課までお問合せください。

問合せ／生活環境課

（内線244）

大洗町災害見舞金について

3月11日の東日本大震災で下表の被害を受けられた方々に対し、大洗町条例に基づき災害見舞金が支給されます。申請の受付を役場1階ロビーにて行っております。

申請される方が多数見込まれることから、4月中においては、次のとおりの地区別で申請を受付いたします。

4月18日(月)～20日(水)	明神町、東光台、汐見ヶ丘、一丁目、二丁目、仲町
4月21日(木)、22日(金)、25日(月)	金沢町、通町、新町、磯道、五反田、松ヶ丘、二葉、祝町、永町、髭釜町、桜道
4月26日(火)～28日(木)	大貫地区、夏海地区

●申請受付は **平成23年6月30日(木)まで** 行っております。

- 申請が必要**です。申請には次の書類が必要です。
- ①り災証明書（役場税務課にて発行しています）
 - ②印鑑
 - ③預金通帳の写し（ゆうちょ銀行を除く世帯主・負傷者・遺族の通帳）
 - ④災害届書（役場福祉課にあります）
 - ⑤診断書（1ヵ月以上の入院加療を要する負傷場合のみ）です。
- ※状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

被災の程度と対象者	見舞金額	必要書類
死亡 された方の遺族1人	1人につき10万円	①、②、③、④
1ヶ月以上の入院加療を要する負傷をした方	1人につき5万円	①、②、③、④、⑤
居住していた住家が全焼又は全壊した世帯の世帯主	1世帯につき7万円	①、②、③、④
居住していた住家が半焼又は半壊した世帯の世帯主	1世帯につき5万円	①、②、③、④
居住していた住家が床上浸水した世帯の世帯主	1世帯につき5万円	①、②、③、④
居住していた住家が床下浸水した世帯の世帯主	1世帯につき1万円	①、②、③、④

問合せ 福祉課（内線151、152）

茨城県災害見舞金について

茨城県では、今回の災害により次の被害を受けた方に対して見舞金を支給します。

居住していた住家が半壊した世帯の世帯主	1世帯につき3万円
居住していた住家が床上浸水した世帯の世帯主	1世帯につき2万円

●大洗町災害見舞金の半壊・床上浸水の申請をされた方が自動的に対象となります。

問合せ 福祉課（内線151、152）

4月分上下水道料金の減額について

この度の、震災により水道が断水し町民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

つきましては、4月分の上下水道料金は全世帯基本料金を減額いたします。

なお、津波等被害世帯（災害対策本部調査より）は全額減免いたします。

問合せ／上下水道課営業係
☎(2667) 51255

健康カレンダーの配布について

地震により、健康カレンダーの配布が例年より遅れましたことをお詫び申し上げます。

現在、町内会長を通して配布中です。

町内会に加入しておらず、お手元に届かない方は、役場1階もしくは健康増進課（ゆつくり健康館）にてお渡しいたします。

問合せ／健康増進課
☎(2666) 1010

ふれあい広場の開催について

今年度より、就学前のお子さんとお親が集うふれあい広場が、回数を増やして開催いたします。

詳しい日程等は、健康増進課までお問合せください。

問合せ／健康増進課
☎(2666) 1010

スイミングスクール及びジムプールの休止について

地震による津波の影響で、ゆつくり健康館は設備が損傷してしまつたため、現在、休館しております。スイミングスクール及びジム・プールについても復旧に向け作業を行っておりますが、再開の時期については目処が立っていない状況です。復旧の時期が決まり次第、定期券の延長等も含め、あらためてお知らせいたしますので、しばらくの間、お待ち頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

問合せ／健康増進課
☎(2666) 1010

東北地方太平洋沖地震特別対策融資のご案内

茨城県では、東日本大震災により被害を受けた中小企業の皆様の災害復旧や経営安定化のための融資制度を実施します！！

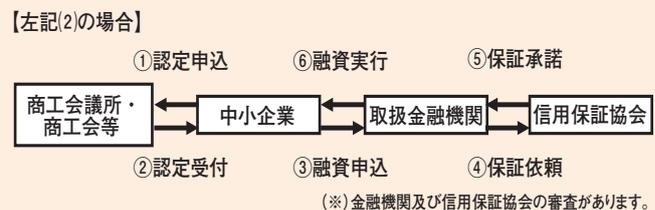
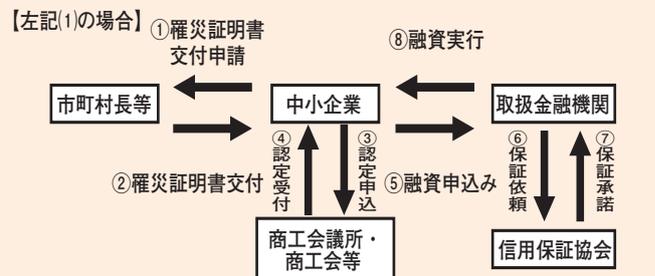
融資概要

- 東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者等
- 市町村長等から東日本大震災に係る罹災証明を受けたものの（国の災害関係保証の対象となるものに限る）
 - 東日本大震災の影響により地震発生後1か月当たりの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少しているもの又は5%以上の減少が見込まれるもの

	上記(1)の対象者		上記(2)の対象者	
融資限度額	設備資金	8,000万円	運転資金	8,000万円
	運転資金	8,000万円		
	設備・運転併用	8,000万円		
期間(据置)	設備資金	10年以内 (据置3年以内)	運転資金	10年以内 (据置2年以内)
	運転資金	10年以内 (据置2年以内)		
	設備・運転併用	10年以内 (据置2年以内)		
融資利率	3年以内	1.2%	3年以内	1.2%
	3年超5年以内	1.3%	3年超5年以内	1.3%
	5年超7年以内	1.4%	5年超7年以内	1.4%
	7年超10年以内	1.5%	7年超10年以内	1.5%
保証料	0.7% (県が全額補助)		0.45%~1.9% (うち、県が5割補助)	

*上記(1)と(2)の両方を利用する場合には、融資限度額は(1)と(2)を併せて8,000万円。

融資の手続き



取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・中央商銀信用組合・八千信用組合・商工組合中央金庫・三菱東京UFJ銀行

お問い合わせ先

茨城県商工労働部産業政策課金融グループ
水戸市笠原町 978 番 6 TEL 029-301-3530
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shosei/yushi/yushitop.htm>

緊急小口資金（特例）の貸付について

今回の東日本大震災における被災者への支援制度について、下記のとおり「緊急小口資金」の貸付事務を受け付けます。

対象者／地震及び津波の影響で被害を受け、次に該当する世帯

① 家、家財等の損傷を受け、生活費を当てたため、生活することが困難になった世帯
 ② 勤務先が被害を受け、休業（自宅待機）を強いられている料の減額を言い渡されている世帯

貸付金額／通常10万円以内。次の場合は20万円以内

① 世帯員の中に死亡者がいるとき。
 ② 世帯員に要介護者がいるとき。
 ③ 世帯員が4人以上いるとき。

利率／無利子

返済／貸付から1年以内据え置きし、その後2年以内に返済

受付時間／9時～17時（4月30日までは土日祝日も受付します。）

受付・問合せ／社会福祉協議会（ゆつくら健康館1階）
 ☎（2666）3021

大洗町災害義援金の受付

大洗町にお寄せいただく義援金のお引き受け口座は、次のとおりです。

振込先／常陽銀行 大洗支店

普通預金 1430815

口座名義（力大）

大洗町災害義援金（オオアラ

イマチサイガイギンキン）

振込手数料／常陽銀行本店及び各支店からのお振り込みについては無料となります。（ATM及び他銀行からは振込手数料がかかります。）

※領収書が必要な方は、大洗町会計課までご連絡ください。

問合せ／会計課（内線102）

町長公室（内線210）

災害相談窓口

東日本大震災に関する相談窓口を開設しています。

場所／役場1階ロビー

開設時間／9時～17時

問合せ／町長公室（内線210）

茨城県弁護士会法律相談センターでの相談料減免

県内7箇所設置している法律相談センターでの面談相談（要予約）のうち、東日本大震災に関する相談のみ、相談料を免除する。

○水戸相談センター

（029-227-1133）

受け付け・相談日時／月～金

13時から16時

場所／茨城県弁護士会（水戸

市大町2-2-75

弁護士による電話無料法律相談（震災110番）

東日本大震災に関する相談のみ、次のとおり電話相談を実施します。

実施期限／4月28日（木）まで



災害相談窓口

節電にご協力下さい。

茨城県では、現在、東日本大震災による被害対策に全力を尽くしているところですが、一日も早い復興に向けて、県民の皆様にお願ひがあります。

今回の震災については、私たち茨城県民も多大な被害を受けておりますが、その中にも私たち一人ひとりがすぐに支援・協力できることはたくさんあります。

その一つが「節電」です。

今回の地震により、電力需給のバランスが極めて厳しい状況にあります。家庭や事業所で県民一人ひとりが最大限の節電の努力をすることが、安定した電力の供給と今後の復興につながります。

茨城県としても率先して一層の節電に取り組んでまいります。県民の皆様におかれましても積極的な節電にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

春季の電力需要パターンでは、朝・夕の2回に電力需要のピーク時があることから、その時間帯での節電対策が必要となっています。

そこで特にこれらの時間帯での電気使用を抑えるなどのご協力を願ひします。

具体的な取組については、以下のホームページをご覧ください。

茨城県ホームページ：<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/setsuden/index.html>

問合せ先：茨城県生活環境部環境政策課 ☎029-301-2939

※この願ひは、今回の震災で大きな被害を受けた被災者の皆様など取組が困難な方に無理に願ひするものではありません。

心配ごと相談

相談日／5月13日（金）

場所／ゆつくら健康館1階ホ

ランテシア室

時間／13時30分～15時

☆在弁護士・要予約

申込み／社会福祉協議会

☎（2666）3021

受付日時／毎週月曜日から金曜日
 の13時～14時まで

相談料／無料（ただし、通話料は相談者の負担となります。）

受付番号／

☎（2222）7073 又は、

☎（2222）7072

問合せ／茨城県弁護士会

☎（2211）3501



笑顔の「花」が咲きました！！

3月11日に大洗町を襲った地震・津波は、町民の皆様や町に大きな爪痕を残し、今も町民の皆様の生活に暗い影を落としております。

一日でも早い復興は誰もが望む事であり、町民の方を始め多くの方の手により、徐々にその姿を取り戻しつつあります。

4月を迎えこれから桜等多くの「花」を楽しめる季節となります。このような中、町内の幼稚園、保育園ではそれぞれ入園式が行われました。

今年入園した子供達約80人は元気な姿と沢山の笑顔の「花」を見せてくれました。

みんなが助け合い力を合わせる事は、子供達の未来、将来の大洗町につながっていきます。

どんな時も「笑顔」を忘れず、頑張っていきましょう。

